第５節　車両の停車場

１　禁止される場所と禁止される行為

車両の停車場の用途に使用される場所は、規模の大小にかかわらず、全て規制の対象となります。

指定場所	場　　所	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
車両の停車場	公衆の出入りする部分	／	／	×

〔×：禁止〕

「公衆の出入りする部分」は、旅客の乗降や待合いの用に供する建築物の旅客が使用する部分をいいます。

２　禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁の標識の設け方

標識は、次表の例のとおり、利用者の見やすい箇所に設けます。

標　　識	設　置　箇　所
危険物品持込み厳禁	・入場者、利用者の入口

３　解除承認について

禁止場所と禁止行為

車両の停車場などでは、危険物品の持込み行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合には、必要最小限の範囲で解除承認を受けることができます。

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
車両の停車場	公衆の出入りする部分	／	／	○

「○」は承認可能を示す。

⑵ 審査基準

車両の停車場

指定場所	禁止行為	審査基準
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1　**消火器具**（能力単位がA－2、B－3以上のものとする。以下同じ。）**を設けること**。**※1** 2　従業員等による監視体制が講じられていること。 3　解除される範囲は、次に掲げるものであること。 ⑴ 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 ⑵ 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。 ⑶ **可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※2** **容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。（容器の個数は問わないものとする。）※3**

※１　消火器具を設けること

　消火器は、持ち込む危険物品の種類や使用する場所などを考え、油脂の火災や電気器具の火災などに最も適した消火器を選び、使いやすい位置に置きます。

　消防法令に基づいて、既に消火器具が設けられている場合で、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれているときは、新たに消火器具を設ける必要はありません。

※２　可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。）

　「高圧法第３条第１項第８号及び高圧政令第２条第３項第８号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいいます。

　また、ガスの総質量の換算については、それぞれのガス容器の許容充填ガス質量（ガス容器の最大貯蔵量）の合計で行います。

　なお、高圧法が適用される容器入りの可燃性ガスの持込みは解除承認を受けることはできません。

【高圧法の適用を除外される液化ガスの例】

- ガスライター
- ガスライターの補充用ガス容器
- カートリッジボンベ
- エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

【高圧法が適用される容器入りの可燃性ガス】

解除承認不可

※３　容器の許容充填ガス質量の合計が５kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）

　容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとの定められた充填圧力で、ガスを充填した際のガス質量をいいます。

　一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。